

[書評] ニューロエシックス関連文献

著者	川口 浩一
雑誌名	関西大学法学論集
巻	58
号	6
ページ	1136-1149
発行年	2009-03-10
その他のタイトル	Books on Neuroethics
URL	http://hdl.handle.net/10112/5324

ニューロエシックス関連文献

- ①信原幸弘・原塑（編著）『脳神経倫理学の展望』（二〇〇八年・勁草書房）／
②河野哲也『暴走する脳科学—哲学・倫理学からの批判的検討』（二〇〇八年・光文社）

川 口 浩 一

一 はじめに

今日、脳神経科学は目覚ましい進展を見せている。しかし、脳を解明し操作することは私たちの心の働きに介入することでもある。脳の研究にどのような倫理的制約を課すべきか、また研究成果をどう社会に生かしてゆくのがよいのかを検討することが必要だと考えられるようになってきた。そして、そのような問題を検討するための専門の学問分野を作るべきだとも考えられるようになってきた。それがいわゆる応用倫理学の一分野であるバイオエシックスなどと並ぶ（又はその下位分野としての）ニューロエシックス（脳神経倫理学）と呼ばれる分野である。⁽¹⁾このような学問分野は、バイオエシックスと同じようにアメリカで始まった。⁽²⁾特に脳研究で有名な生物学者のM・ガザニガは『脳のなかの倫理』⁽³⁾という著書でこのニューロエシックスを「病气、正常、死、生活習慣、生活科学といった、人々の健康や幸福にかかわる問題を、土台となる脳メカニズムについての知識に基づいて考察する分

野である」と定義している。彼が同書でテーマとして扱っているのは① 胚はいつから人になるのかという問題、② 安楽死・尊厳死、③ (薬物などによる) 脳の強化 (エンハンズメント)、④ 自由意志 (意思)、⑤ 責任能力、⑥ 脳の画像分析とプライバシー、⑦ 宗教などの問題である。このテーマからも示唆されるように、この研究分野は法律学、とりわけ刑事法学との関係が深いものである。既に明治大学の増田豊教授は、一連の論文で最近の脳研究と刑法上の議論、特に自由意思論との関係の重要性を指摘され、ニューロエシックスの動向についても言及されている。⁽⁴⁾ ドイツにおいても刑法学において脳科学と責任論の關係に言及することはいわば「ブーム」となっているといっても良いであろう。このような状況の下で学際的研究の必要性はますます高まっております、刑事法研究者もニューロエシックスの研究動向に関心を向ける必要性がある。

このようなニューロエシックスの研究は、日本においても既に着手されているが、「日本人研究者の手による初の入門書」として⁽⁵⁾ 公刊されたのが表題①の著書であり、それに続いて表題②のより入手しやすい新書本も公刊された。両書は、この新たな研究分野であるニューロエシックスの研究の射程と現在までの日本における動向を知るための必読文献といえよう。以下両書の内容の概略を紹介し、刑事法学との関連性について若干のコメントを加える。

二 ① 信原幸弘・原朔 (編著) 『脳神経倫理学の展望』 (二〇〇八年・勁草書房)

本書の編者は、心の哲学の研究で有名な東京大学大学院総合文化研究科の信原幸弘教授と原朔⁽⁸⁾ 研究員であるが、その編者の一人による序章として信原幸弘「脳神経科学と倫理」(一頁以下)での問題点が指摘に続き全体として「脳神経倫理学とは何か」、II「脳神経科学の技術的応用をめぐる倫理問題」及びIII「人間観への深刻な影響」の三部構成になっている。この序章の部分においてはまず脳神経科学の「技術的応用の恵みと災い」(二頁以下)について概観し、そこから生じる「脳神経科学の倫理」の問題については、たとえ「脳神経科学の影響がたんなる可能性にとどまる段階においても、その影響を考えてどう対処するかを考察すべきであろう」(九頁)とする一方、いわば「脳神経科学からの逆襲」(二〇頁以下)としての「倫理の脳神経科学」の問題も論じら

れて始めていることを指摘している。以下各部の内容について概略を示す。

(1) 脳神経倫理学とは何か

(1) 香川知品「『応用倫理学』とモンスターの哲学——脳神経倫理学の可能性」(第一章一五頁以下)

この論文においては、応用倫理学、特に生命倫理学の成立事情との対比から脳神経倫理学の登場の背景と「応用倫理学」と脳神経倫理学の可能性を探るものである。その際「モンスターの哲学という視座」、すなわち科学技術の持つ「人間らしさや自然な生の対極にあるものを実現しかねない力」への「恐れと警戒を呼び起こす象徴がフランケンシュタインのモンスター」でありニューロエシックスは「いつてみればモンスターの哲学たるべきなのである」(三二頁)という視座から、「神経科学と社会との接点」という応用倫理的な問題領域へのアプローチは重要であるが、反面その領域だけに限定してしまうことは長期的にみるとマイナスであり「脳神経倫理学は『応用された倫理学』であるとともに、それを超えていくはずの論点を保持しながら、展開されるべきものであるように思われる」(三二六頁)とする。

(2) 福士珠美「脳神経倫理学の展開——成立からの経過と展望」(第二章三九頁以下)

本論文においては、ニューロエシックスの成立経緯と展望が論じられ、「脳神経倫理学の総論の成立」が概観されたあと、諸外国における各論の展開として①アメリカ、②カナダ、③イギリス、④ドイツ、⑤イタリア、⑥オセアニア(ニュージーランド・オーストラリア)での研究動向が紹介され「日本における脳神経倫理学の成立と展開」と「脳神経倫理学の国際連携」として①総論的枠組みの強化と各論的倫理問題の展開、②日本発の国際連携とアジアへの脳神経倫理学の展開が紹介されている。

(3) 奥野満里子「歴史にみる脳神経科学の倫理問題——骨相学、精神外科、そして現代」(第三章七一頁以下)

この論文は、ニューロエシックスの歴史的な源流を一九世紀の骨相学とその創始者であるフランツ・ガルにまで遡って検討

したもので、犯罪学的な見地⁽⁹⁾からも興味深いものである。そして「ガル流骨相学は、その説自体は未熟であったとしても、後に脳神経科学が発展するための重要な第一歩であった」(八〇頁)と評価し、そこから得られる教訓として①「同時代の水準に照らしていかん知識と観察眼にたけた脳神経学者でも、目に見える脳と目に見えない精神との関係を扱う限り、その説明が誤る可能性は常にあることを我々は自覚した方がよいということ」(八一頁)と②「たとえ科学者が脳と精神との間に横たわる溝に十分に気がついていたとしても、脳神経科学が大衆受けしたときには話が単純化され、この溝があっけなく無視されること、そして、『脳のある部位は特定の精神的能力や行動傾向に対応する』という素人的理解は、科学者たちの意図に反して『生物学的に決定づけられた』犯罪者や精神異常者の差別や排斥へと転がっていく傾向を持ちうるということ」(八二頁)の二つを指摘する。そして、そのような危険性が実現してしまった例として二〇世紀半ばのロボトミー手術などの精神外科手術の例が紹介されている(八三頁以下)。

(III) 脳神経科学の技術的応用をめぐる倫理問題

- (4) 染谷昌義・小口峰樹「究極のプライバシー」が脅かされる!?—マインド・リーディング技術とプライバシー問題」(第四章 一〇一頁以下)

この論文では、fMRI(その技術的説明として本書Ⅲ頁参照)などの脳画像技術によって脳活動から心を読む技術の現状を紹介し、それが教育や犯罪捜査などに応用され始めているが、「心の読み取りの理論的問題」(二〇七頁以下)からみて、リーディング技術が「心の究極のプライバシー」、すなわち「プライバシーに関わる心の状態を読みとれるようになる可能性は現状では希薄である」と結論できる」(二二二頁)とするが、それが濫用されるとその理論的問題とは無関係にプライバシー侵害の問題が生じる可能性があるため、①暫定的な措置として法的保護と②脳科学リテラシーの向上の二つを軸とする対応策(二二〇頁)を講ずべきであるとす。

(5) 河島一郎「責任の有無は脳でわかるか——精神鑑定から脳鑑定へ」(第五章一二七頁以下)

本論文では刑法上の責任能力(刑法三九条)などに関する精神鑑定の現状とその問題点を指摘し、精神鑑定から脳神経科学を利用した脳鑑定の導入を検討し、「精神鑑定が科学鑑定としての十分な信頼性を得られていないのは精神障害の因果的理解が欠けているからであり、脳神経科学に依拠した脳鑑定の導入によって、精神鑑定はより正確で信頼できる科学鑑定になると予想される」(二四二頁)とするが、脳鑑定は決して万能ではなく、有効であると考えられる刑事事件における責任能力の鑑定においても適切な鑑定のためには脳鑑定だけではなく再び精神鑑定を利用するということが必要であり(二四二頁以下)、ある程度枠組みが固まっている刑事精神鑑定という分野以外にその適用範囲を広げることには慎重な姿勢が必要であるとしている(二四二頁以下)。

(6) 原塑「メディア暴力と人間の自律性」(第六章一四九頁以下)

インターネットやテレビなどの仮想世界でのいわゆるメディア暴力に関する法的規制をめぐる倫理的論争を自律性の脳神経哲学的観点から再検討し、有力な二つの心理学的モデルである①観察学習モデルと②脱感作(＝暴力表現を繰り返し視聴すると、それに対する感受性・抵抗感が鈍化し抑制が効かなくなること・一五八頁)モデルについて、脳神経科学には必ずしも十分に検証されているとはいえないが、fMRIを使った研究では、さらに①や②のような効果のみならず、「攻撃的な行動を熟慮的に好んで選択してしまう」(二六六頁)になる場合すらあるとされる。それらの「研究が示唆するように、メディア暴力が視聴者の暴力的行動傾向を強めてしまい、さらにそれを自律的に抑制する能力を低下させるのであれば、メディア暴力は何らかの公共的手段によって規制されなければならない」といえるが、「メディア暴力に関する神経科学上の研究は始まったばかりであり、メディア暴力を法的に規制すべきか否かを判断するために必要な知見はまだ十分得られていない」ので、その「精神科学的研究が果たす役割は極めて大きい」とする(二六九頁)。

(7) 植原亮「薬で頭をよくする社会——スマートドラッグにみる自由と公平性、そして人間性」(第七章一七三頁以下)

薬物を病気の治療だけではなく認知機能の増強（エンハンスメント）に使用してよいかという問題が本来はADHD（注意欠陥・多動性障害）の治療薬であるリタリンなどのいわゆるスマートドラッグ（SD）を試験の成績向上のために用いることがアメリカではすでに拡大しつつある。この論文では、このSD問題の社会的帰結をめぐる対立に関する事実認識、自由と公平性をめぐる論点、価値と人間性をめぐる対立に関する論点に關しての議論における容認派と反対派の論拠を詳細に検討し、両者の対立点は①「SDが社会や人間性にどのような影響を及ぼすかということに関する事実認識の不一致」と②「重視する価値や人間性のとらえ方の根本的な相違」に由来するものがあり、②に固執するよりも①の事実認識の相違を縮小させることが目指されるべきであり、その際知識不足を補うためには歴史上の事例を参照すべきだとする（一九三頁以下）。

(8) 中澤栄輔「記憶の消去と人格の同一性の危機」（第八章二〇一頁以下）

本論文は、人格の同一性と記憶との関係に関する哲学的議論の素材として、忘れてくても忘れられない記憶、特にPTSD（心的外傷後ストレス障害）の治療のための薬物プロプラノロールの服用と関連しての記憶の消去・変更と人格の同一性に関する論争を① 反対派、② 積極的賛成派、③ 消極的容認派（薬効懐疑派／人格同一性再考派）¹⁰の各主張をそのバリエーション（変化型）も含め詳細に検討した後、「プロプラノロールの服用によってもたらされるのは記憶の消去ではなく、記憶の部分の変更であり」、人格の同一性が失われることはなく、PTSDの緩和やエンハンスメント目的での使用も、人格の同一性の観点からは、積極的に反対する理由はないが、もし将来記憶を選択的に消去することができる薬物が開発された場合には、「人格の同一性の崩壊という甚大な副作用を伴うことになる」のでその倫理的な是非が問われなければならないとする（二二二頁以下）。

(III) 人間観への深刻な影響

(9) 近藤智彦「脳神経科学からの自由意志論——リベットの実験から」（第九章二二九頁以下）

「自発的な行為につながるプロセスが、行為しようとする意識的な意志が表れるよりもずっと前に、無意識にうちに脳によって始められる」ことが示されたこととされる有名なリベットの実験（二三〇頁以下）のインパクトとして脳神経研究者から自由意志を否定する主張がなされ注目を集めている。この論文では、リベットの实验は必ずしも自由意志を脅かすものではないと解釈する試みとして①内観報告の信頼性／原理的問題性（二三五頁以下）、②リベット自身の提起する「拒否」の可能性とその背後にある「選択的可能性原理」⁽¹⁾（その非決定論的意志自由論的解釈）の問題性（両立論からの反論など、一三八頁以下）、③フランクファートの「行為選択の時点における選択可能性の有無に注目するのは不適當である」とする見解に基づく「行為をより大きなプロセスの中で考える」べきだとする見解からの批判（二四三頁以下）を詳細に検討し、「リベットの实验に基づいて自由意思について議論することには限界がある」ということが示されたとし、最後にさらなる「脳神経科学からの自由意志論の展望」を議論するが、ここにおいても論争の決着はついておらず、「現段階で最も切迫した問題となるのは、このような脳神経科学の成果の濫用であるとすら言えるかもしれない」とし、それに抵抗するために脳神経科学及び哲学に関する適切な知識をもつことが必要であるとする（二四八頁以下）。

(10) 鈴木貴之「脳神経科学からみた刑罰」（第一〇章二五五頁以下）

反社会的行為、特に犯罪に関する脳神経科学的研究が特にアメリカにおいて行われているが、本論文はそこから刑罰から治療へという動き及びそのような治療的介入の妥当性や、責任能力の行方（前掲(5)も参照）、さらには治療を越えた予防的介入の可能性についても検討を加え、脳神経科学の発展によって犯罪者（特に再犯者）に脳に異常がある場合があることが明らかにされる可能性があり、その場合には刑罰に代えて治療的介入を行うべきかもしれないが、「誰にたいしてどのような治療的介入を行うべきかは自明ではなく、治療的介入は、時には深刻な倫理的問題を引き起こす可能性がある」るし、「さらに、刑罰から治療的介入への転換は、犯罪という現象を理解するための概念枠組みの転換でもあり、この転換は自由や責任にかんするわれわれの常識的な概念枠組みそのものを切り崩してしまうかもしれないのである」（二七四頁）としている。

(11) 蟹池陽一「道徳的判断と感情との関係——fMRI実験研究の知見より」(第二章二八三頁以下)

この論文は、「感情が道徳的判断を引き起こすのか」という問題に関する最近の脳神経科学の知見に基づく議論について① fMRI実験研究の背景となった損傷研究、② 単純な道徳的判断における脳の活動の研究、③ 自動的な反応としての道徳的感情の研究、④ 脳の各部位の機能と諸実験の結果の含意、⑤ 複雑な道徳的判断での「感情」と「認知」に関する研究を検討し、「道徳判断は、応報と罰についての脳の自動的反応による価値賦与を反映し、報酬と罰により誘発される感情その他の心的状態を伴うと言ってよい」(三〇五頁)とするが、それは必ずしも「感情」という語の一般的な用法に対応する心理状態ではなく、「道徳的判断・行動と関わる範囲での『感情』概念の解体と道徳的判断・行動に伴う心的状態についての諸概念の再構築とを、脳神経科学の結果は要求しているように思われる」(三〇六頁)としている。

(12) 高村夏輝「神経科学は神を救うか」(第二章三二五頁以下)

この論文は、脳神経科学と宗教という問題を、最近の宗教経験の生起と神経相関物(それに相関して活性化する部位)をfMRIなどの脳画像技術によって特定する研究(特にダギリとニューバークの仮説、三三〇頁以下)を紹介し、特に宗教経験が①幻覚なのか実在しているのかという問題と②「脳神経科学は宗教を葬り去れるのか」という問題を検討している。また最後に「脳神経倫理学を論じるものは、自らの言説自身が倫理的に有害でありうることを自覚すべきであり、脳神経科学だけでなく、脳神経倫理学自身をも批判的考察の対象とすべきであろう」(三三六頁)としている。

【若干のコメント】本書を一読すれば、このニューロエシックスの問題が、法学、特に刑法・刑事訴訟法・刑事政策と密接な関連性を持っていることがわかる。特に関連性の高いものとして次の章が特に重要である。まず(3)は、犯罪学における生物学的犯罪原因論(ロンブローゾ説など)との関係、(4)は、刑事訴訟法における脳画像診断による新しいポリグラフの許容性、(5)は、刑法における責任能力・精神鑑定の問題、(6)は、刑事政策におけるメディア暴力規制の問題、(9)は、刑法における意思自由論の問題、(10)は刑罰論を扱っており、脳神経科学との関係の検討が刑事法学にとっても緊急の課題であることが示されて

いる。検討の主な対象となっているのは英米系の議論であるが、これらの問題についてはドイツにおいても既に対応した議論⁽¹³⁾がある。比較の素材としても有用であろう。ただ選択されたテーマとしてガザニガが扱っている「胚はいつから人になるのか」という問題や脳死の問題など⁽¹⁴⁾についても、脳神経科学、倫理学、法学の分野でそれぞれ議論がなされているので、それについての章が設けられていないのは残念であった。また「入門書」としては若干内容が専門的すぎたり、逆に研究論文としてはもう少し先が聞きたいと思える論文もあった。しかし、これまで類書がなかっただけに、これらの点はやむを得ないものであり、ニューロエシックスを学ぼうとする者にとっての必読文献となるであろう。

三 ②河野哲也『暴走する脳科学——哲学・倫理学からの批判的検討』(二〇〇八年・光文社)

(1) 本書は、哲学者で特に「環境に拡がる心——生態学的哲学の展望」(二〇〇五年)の著者として知られる河野哲也教授(立教大学文学部教育学科)によって、①に引き続き公刊された新書版の入門書であり、読みやすく、かつ内容的により積極的に自説を展開したものとなっている。まず第一章「脳の時代と哲学」では、①「脳科学者がいうように、脳研究は、本当に心の動き(知性、記憶、道徳心など)の解明をもたらすのだろうか」、②「それ以前に、そもそも、心と脳は同じものなのだろうか。脳イコール心といつてよいのだろうか」、③「脳を調べることで心の状態を読むこと、いわゆるマインド・リーディングは可能だろうか」、④「脳研究から得られる知識は、心に関するこれまでの考え方や自己観にどのような変更をもたらすのだろうか。人間の行動は脳によって決定されていて、自由などは幻想に過ぎないのだろうか」、⑤「脳研究が、医療・教育・司法(犯罪捜査、裁判)などの分野に応用されると、どのような社会的インパクトを持ち、どのような倫理的問題が生じるのだろうか」という五つの疑問(九頁以下)に解答しようとする試みが本書のテーマであるとする。

(2) そしてその際上掲の著書でも展開された「拡張した心(extended mind)」という概念を元に自説を展開する(第二章「拡張された心」。拡張された心とは「心は、脳も含めた身体の内部器官のみならず、その全身の振る舞い、そして人間が作り出した

造作物において実現している」(二六二頁) という考え方である。そして「拡張された心の概念では、そもそも「心」なるものは、人間が環境に対して積極的に働きかけ、環境とカップリングを成立させていく成人のあり方の一局面を指している」(七五頁) に過ぎず、「心は社会的環境にも拡張し、その中に組み込まれた本質的に社会的な存在であり、心的機能も社会的に構成される」(一〇四頁、詳しくは第四章「社会的存在としての心」)⁽¹⁶⁾。

(3) 以上のような拡張された心の概念による分析として特に注目されるのは、第五章「脳研究は自由意志を否定するか」で展開されるリベットの実験(上述二九論文参照)に基づく意思(意志)自由否定論への反論である。そこではとりわけデネットが引用される「意志的な決断が起こる瞬間が存在するというのは一種の神話」であり、「リベットの問題は、デカルト的な前提に立ったときに初めて生まれるのであり、そもそも最初の前提が誤りだったのだ」(二六三頁)とされる。むしろ行為には「動機づけに至る時空間の幅」があり、その中に「自由の余地が生まれ」(二六四頁)、そこにおける「拡張された心の本質的な働きである」知覚・認識(「自己を制御して変えるための因子を環境中に見出すこと」)が自由にとって決定的な前提であり、それゆえ「真理は私たちが自由にする」という箴言が示唆するように「自由とは、自分を教育し成長させることに存する」(二七三頁)と結論している。そして、脳科学との関係については、マラーブのいう「脳の可塑性は、私たちが自由な存在であることの神経生理学的な表現」(二七四頁)であることに注目すべきだとする。⁽¹⁸⁾

(4) 最後の第六章「脳神経倫理」では、科学倫理の必要性が説かれ、ニューロエシックスのこれまでの展開が概観されたあと、その課題として①研究倫理(一八一頁以下)、②脳テクノロジーとエンハンスメント(教育におけるSDやマインド・リーディング技術(第三章「マインド・リーディングは可能か」八〇頁以下参照)の利用の問題など)の二つの問題を挙げ、特に②についてその問題性は、「エンハンスメントが社会からの暗黙の強制であり、個人の自由を奪い、自己決定を阻害するものだ」という意味におけるその「不自然さ」(一九二頁)であるとすると。さらにニューロエシックスの「ケーススタディ」(一九六頁以下)として①脳の遺伝的な欠陥が原因で反社会的な行動を示す傾向が統計的に示された場合に、刑罰に替わる治療措置／予防的措置の導入

の可否・範囲の問題、②メディア暴力の脳科学的な研究成果に基づきゲームソフトの内容・販売・視聴の法的規制の可否・範囲の問題について、ここで問われているのは「無危害原則（人を傷つけてはならない）」と、自律性尊重原則（自由はできるかぎり認められるべきである）という社会的価値の、どちらが優先されるべきかである」とするが、結論は留保されている。本章の最後に社会の「心理主義」（Ⅱ「自分の行動に関わる問題が生じたときに、常に自分の内面へと注意が向き、自分の意識や心的内容こそを改変しようとする傾向」一九九頁以下）化と同様の（もしくはそれ以上の）危険が「汎脳主義」には存在しており、「脳研究が、本人の意図と利益に反して個人をコントロールするテクノロジートになってしまふ危険」（二〇九頁。これが本書の副題にいう「暴走する脳科学」の危険であろう）を常に念頭においておかなければならず、脳科学者を含む科学者は、①自分たちの研究が社会に及ぼす影響についての議論を行う場を専門家集団の中に設立し、②その中で知識応用の影響の対象・種類・度合いなどについて具体的に考察し、望ましい利用方法を提言し、③哲学・倫理学・政治学・法学といった倫理的・道徳的問題を扱う分野と連携して、科学の問題に関する研究会やシンポジウムなどを開いて、その議論を公にするなどの方策を採るべきだとする（二二二頁）。そして一般市民においても（「脳科学リテラシー」を含む）「科学技術リテラシーの向上が、脳科学の健全な発展にも不可欠」（二二二頁）であるとして本書を結んでいる。

〔若干のコメント〕 本書の特色は、単著ということもあって、単なる問題提起にとどまらず、一定の立場から解答が与えられていることである。特にこのことは第五章の意思（意志）自由論についての拡張された心の概念からの考察に表れているといえよう。この考え方や脳科学者によって主張されている自由意思否定論に対する刑法学者からの応答（増田・ヤコブスなど）を比較してみるのも重要な課題である。他方、第六章における「ケーススタディ」で取り上げられた①脳科学的な治療処分の導人の問題や②メディア暴力規制の問題は、どちらも刑法や刑事政策の根本問題に関わるものであり、もう少し詳しく著者の意見を訊きたかったところである。しかしこの問題についてはむしろ本書の熟読によって「脳科学リテラシー」を向上させた法学者から応答すべきものである。私は、そのような意味から刑法の授業などで法学部の学生や大学院生に本書を推奨している。

- (1) 「特集・ニューロエシックス——脳改造の新時代」現代思想三六巻七号(二〇〇八年)五〇頁以下参照。Neil Levy, *Introducing Neuroethics*, *Neuroethics* Vol. 1 No. 1 (2008), pp. 1-8.
- (2) 信原・原編著①三四一頁は、分野が公式に成立したのは二〇〇二年五月のサンフランシスコでの会議「脳神経倫理学——領域のマップピング」を契機とするものであるとしている。ニューロエシックスの歴史については、香川知品「脳神経倫理学の歴史的展開」科学基礎論研究三五巻(二〇〇七年)四一頁以下、福士珠美・佐倉統「脳をめぐる倫理——脳神経倫理学を構成する事象」科学七六号(二〇〇六年)七七八頁以下などを参照。
- (3) ガザニガ(梶山あゆみ訳)・脳の中の倫理——脳倫理学序説(原著二〇〇五年/訳二〇〇六年)一六頁。
- (4) 増田豊①「脳科学の成果をめぐる自由意志論争と刑事責任——神経科学者と哲学者とのダイアベート——」法律論叢七八巻四二五頁以下、②「脳科学の成果をめぐる自由意志論争と刑事責任——神経科学者と哲学者とのダイアベート——(続)」法律論叢七九巻六号(二〇〇七年)一頁以下、③「自由意志と心身問題——ハバーマスの自由意志論を契機にして——」法律論叢七八巻四二五頁以下、④「自由意志と心身問題——ハバーマスの自由意志論を契機にして——(続)」法律論叢七八巻六号(二〇〇六年)一頁以下、⑤「自由意志はイリュージョンか——刑事責任の自然的基盤としての心脳問題をめぐって——」法律論叢七七巻四二五頁以下、⑥「自由意志はイリュージョンか——刑事責任の自然的基盤としての心脳問題をめぐって——(続)」法律論叢七七巻六号(二〇〇五年)二二二頁以下、⑦「意志自由問題への神経哲学的ストラテジー——自由意志の自然化と社会構成——」法律論叢七四巻六号(二〇〇二年)一頁以下。
- (5) 最近の重要な文献として Reinhard Merkel, *Willensfreiheit und rechtliche Schuld, Eine strafrechtsphilosophische Untersuchung*, Vortrag gehalten am 18. Januar 2006, 2008, 同書の書評として Michael Pirellk, *Gehirnforscher, lässt die Richterprobe fallen! — Leidige Schuld: Reinhard Merkel fragt nach dem Schicksal des Strafrechts*, FAZ vom 12.03.2008, S. 1,14; Franz Streng, *Schuldbeginn und Hirnforschung*, in: Jakobs-FS 2007, S. 675 ff.; Günther Jakobs, *Individuum und Person — Strafrechtliche Zurechnung und die Ergebnisse moderner Hirnforschung*, ZStW 117, 247-266 (2005) などがある。なお井田良「ドイツ刑法の現状と比較刑法学の今日的意義」ジュリスト一三四八号(二〇〇八年)一七五頁以下、Reinhard Merkel, et al., *Intervening in the Brain: Changing Psyche and Society*, 2007 New York: Springer, 同書の書評として Andrew

Fenton, Neuroethics Vol. 1 No. 3 (2008) pp. 213-215 を参照。

- (6) 特に東京大学のCOEプロジェクト「共生の哲学」の「神経倫理学研究班」(<http://nrcp.u-tokyo.ac.jp/programs/mid-brain/>) 玉川大学のCOEプロジェクト「全人的人間科学プログラム」の「心のしくみ研究／生命観」研究部門 (<http://www.tamagawa.ac.jp/coe/coe/mind/life.html>) など研究が推進されていゝ。
- (7) 勁草書房のHP (<http://www.populus.est.co.jp/>) の紹介文による。
- (8) 本書の編者の信原幸弘教授は、哲学者であり(主著として信原幸弘・意識の哲学―クオリア序説(二〇〇二年)がある)、原塑研究員は科学哲学を専攻している。その他の著者については本書一頁以下を参照。
- (9) というのは犯罪学においても一九七〇年代から八〇年代にかけてガルの骨相学を再評価する動きがあったからである。例えば中央大学の藤本哲也教授は「もし科学的犯罪学の創始者たるの荣誉が、チェザレ・ロンブローゾかあるいはフランツ・ジョセフ・ガルのいずれか一人にしか与えられないとするならば、そしてまたそれが合理的な根拠に基づいて判断されるとするならば、その荣誉がガルに与えられるであろうことは疑いの余地のないところである」と評価されている(藤本哲也・犯罪学入門(一九八〇年)一四四頁以下)。また同志社大学の瀬川晃教授も「骨相学は「思い違いの科学」の典型例であるが、今日の大脳生理学の端緒となったことは特筆されてよい」とされる(瀬川晃・犯罪学(一九九八年)五二頁)。
- (10) この議論に関しては特にバーフィットを援用している(二一九頁以下)ことが、わが国の法哲学的観点からは注目される。一橋大学の森村進教授による関連研究(森村進・権利と人格―超個人主義の規範理論(一九八九年)があるからである)。
- (11) 意志(意思)自由論と決定論の関係については刑法学及び法哲学において議論がある。最近では特に大阪市立大学の瀧川裕英准教授が法哲学の立場から詳細にこの問題を論じている(瀧川裕英・責任の意味と制度―負担から応答へ(二〇〇三年)四七頁以下)。
- (12) 他にも部分的には、例えば(7)で扱われているSDについても、法科大学院が新司法試験の合格率を上げるために受験生の同意を得てSDを使用した場合にも、ドーピング問題と同様に傷害罪の成否などの問題が考えられるし、(11)論文の中で出てくる「路面電車のジレンマ」及び「太った男のジレンマ」(三〇二頁以下)と対応した事例が刑法の緊急避難論(刑法三七条)でよく議論されているなど、関連問題は多い。
- (13) ドイツでの議論の中心は意思自由論と刑罰論に関するものである。これについては増田・前掲(注3)の他、中山剛史

「現代の『脳神話』への哲学的批判——『意思の自由』は幻想か」中山剛史・坂上雅道編著・脳科学と哲学の出会い——
脳・生命・心（二〇〇八年）所収一三九頁以下参照。

(14) これに関しては「特集・生と死の脳科学——意識・倫理・エンハンスメント」科学七八巻八号（二〇〇八年）八七二頁以下が関連問題を扱っている。

(15) 本章においても①（3）の奥野論文と同様、ガルに注目している点に興味深い。

(16) ハーバーマスの議論も援用されている（二五三頁以下）。ハーバーマスの議論については増田・前掲注（4）③④論文が詳しい。

(17) ダニエル・C・デネット（山形浩生訳）・自由は進化する（原著二〇〇三年／訳二〇〇五年）三五五頁。なお本書七六頁に批判されている脳科学における「ホモンキュラス（ホムンクルス）的発想」についてはデネット（山口泰司訳）・解明される意識（原著一九九一年／訳一九九八年）二八頁なども参照。

(18) カトリクス・マラー（桑田光平・増田文一朗訳）・わたしたちの脳をどうするか——ニューロサイエンスとグローバル資本主義（原著二〇〇四年／訳二〇〇五年）三頁以下。

関西大学法学論集 第五十八卷 総目次

論 説

無法な「国民」土留事件……………	田村詩子……………	一	(一)	(一)
狩猟禁止区域・期間(日時)の不知・錯誤(上)……………	川口浩……………	一	(五二)	(五二)
——行政犯における事実の錯誤と法律の錯誤との限界——				
ヴァヌアツ共和国の刑事制裁……………	永田憲史……………	一	(七五)	(七五)
証人と証言(二)……………	岡徹……………	一	(一)	(一三二)
妊娠中絶の自由の再定位(二)……………	小林直三……………	二	(一四)	(一四四)
——身体的統合性への権利として——				
米国法における海上物品運送賃請求権に関する一考察(二)……………	金玲……………	二	(六〇)	(一九〇)
信託と訴訟手続の中断・受継……………	栗田隆……………	三	(一)	(三〇七)
負担付遺贈及び信託の関係人の破産……………	栗田隆……………	三	(二四)	(三三〇)

号 頁 通巻頁